

令和5年4月10日

保護者様

三重県立いなべ総合学園高等学校

校長 久野 嘉也

学校感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他者への蔓延・流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置を取ることになっています。お子様が感染症と診断された場合は、医師の指示に従ってご家庭でゆっくり休養させてください。なお、規定の出席停止期間については以下のとおりです。再登校時には、学校感染症の証明用紙を各チューターへ提出してください。

I. 学校において予防すべき感染症の種類

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎およびその他の感染症

II. 出席停止期間（学校保健安全法施行規則第19条）

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻しん	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状（熱・のどの痛み・結膜炎など）が消失した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎 第三種の感染症	症状により感染のおそれがないと認められるまで
第一種の感染症	治癒するまで

- ※ ただし、症状により学校医・その他の医師が他への感染のおそれがないと認めたときは、この通りでなくてもかまいません。
- ※ 第一種・第二種の感染症に家族がかかっている場合、また地域に流行している場合等、その状況により、登校について医師の意見・許可などが必要な場合もあります。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の扱いについては、別途お知らせいたします。